

【別紙様式】

宝塚市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。			
事業名	阪神北広域こども急病センター運営継続支援		
総事業費 (千円)	33,946千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	33,946千円
事業概要	<p>①目的 「阪神北広域こども急病センター」は阪神北圏域3市1町（宝塚市、伊丹市、川西市、猪名川町）の共同で設立された小児初期救急医療機関であり、交付対象者（公益財団法人阪神北広域救急医療財団）は、センターの運営母体として設立された法人である。 新型コロナウイルス感染症の影響で収支が悪化している同センターで実施する小児初期救急医療事業について、その継続を図り、事業の縮小・廃止等による宝塚市民の生活への悪影響を回避する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 受診者数減の影響を反映し算出した収支不足額の増（総額1億円）のうち、10%を人口割、90%を受診者数割により3市1町が按分負担する。 支援金：1事業者×33,945,900円（宝塚市負担分）</p> <p>③交付対象 1）交付対象者 小児初期救急医療事業を実施する者（公益財団法人阪神北広域救急医療財団）1者 2）交付対象者の選定理由・選定方法 小児初期救急医療事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診者数が激減している状況にあり収支も悪化しているが、同センターで実施している休日・夜間における小児初期救急医療については代替となる事業は存在せず、事業を縮小・廃止した場合には、小児の急病患者が適切な医療を受けることができなくなる可能性が高まるという悪影響を及ぼす。このため、小児初期救急医療事業の唯一の実施主体である公益財団法人阪神北広域救急医療財団を交付対象者として、支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果 事業の継続により小児の急病患者が適切な医療を受けることができる体制を確保できる。また、もし事業を縮小・廃止等した場合には、既に新型コロナウイルスの影響により疲弊している他の救急医療機関の状況をさらにひっ迫させることにつながりかねず、小児初期救急医療事業を継続することにより、新型コロナウイルス感染症の影響下においても救急医療体制の維持が図られ、宝塚市民の生活の安定が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、阪神北広域こども急病センターにおける小児初期救急医療事業は、令和2年4月～令和3年1月の受診者数が対前年度比で74.3%減と大幅に減少している。これに伴い主な収入である診療報酬も激減している状況にあり、財政的支援がなければ事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>公益財団法人阪神北広域救急医療財団を交付対象者として支援金を交付し、小児初期救急医療事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		